

令和 3 年 1 2 月 1 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各 指 定 都 市 総 務 局 長
（人事担当課扱い）
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

） 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

（ 公 印 省 略 ）

人事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について
（令和 4 年 1 月 1 日施行の妊娠・出産・育児に係る休暇の新設・有給化関係）

本日、人事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則 15-14-38）、人事院規則 15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則 15-15-18）及び人事院規則 10-15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を改正する人事院規則（人事院規則 10-15-2）が公布されるとともに、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について（職職-377）、「人事院規則 15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について」の一部改正について（職職-378）及び「人事院規則 10-15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の運用について」の一部改正について（職職-379）が発出され、令和 4 年 1 月 1 日から施行されることとなります。

つきましては、各地方公共団体におかれては、地方公務員法の趣旨に沿い、下記の人事院規則及び人事院運用通知の改正内容等に留意の上、休暇の新設・有給化等について令和 4 年 1 月 1 日より適用すべく、人事委員会規則等の改正など所要の措置を講じていただくようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対しても御連絡いただくようお願いいたします。なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです。

記

I 不妊治療のための休暇の新設関係

1 改正の概要

(1) 休暇の事由

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

(2) 休暇の付与日数

1の年（非常勤職員の場合は、1の年度）において5日（体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(3) 休暇の単位

1日又は1時間。ただし、残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用可能。

(4) 休暇の請求及び承認

現行の特別休暇と同様の取扱い。休暇の承認に係る証明書類には、例えば、診察券、領収書、治療の内容が分かる書類等が含まれる。

2 その他留意事項

不妊治療を受けやすい職場環境の整備は社会全体の要請であり、公務においても不妊治療と仕事の両立を支援する必要性は高いとの考えから、国家公務員について新たな特別休暇が措置されるものであること。

なお、休暇の付与日数等については、国家公務員に新設される不妊治療のための休暇の内容を基本として対応すべきものとなるが、不妊治療のための休暇が措置される趣旨等を総合的に勘案し、地域の実情も踏まえた上で、各地方公共団体において検討すべきものであること。

また、不妊治療の対象範囲、休暇の請求・承認・証明書類、病気休暇との関係等については、人事院規則及び人事院運用通知の改正内容のほか、人事院から本日付でQ&Aが示されているので、併せて参考とされたいこと。

II 非常勤職員の休暇関係（Iの不妊治療のための休暇を除く）

1 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の新設

現行の常勤職員に対する配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇と原則として同様の事由、付与日数等で、非常勤職員に対し休暇を新設するものであること。

2 産前休暇・産後休暇の有給化

これまで無給の休暇として規定されていた非常勤職員の産前休暇・産後休暇について、有給の休暇として規定するものであること。

3 その他留意事項

施行日前に申出・届出があった、改正前の規定に基づく施行日をまたぐ産前休暇・産後休暇は、施行日以降の期間について有給の休暇となるものであること。

なお、非常勤職員は、産前休暇・産後休暇の期間について共済組合等から出産手当金を受けていることが想定されるが、当該期間中について給与の支払いを受ける場合には、出産手当金の全部又は一部が支給停止となる仕組みであることから、その事務の取扱いに留意をすること。

III ハラスメント関係

I及びIIの改正により不妊治療のための休暇（常勤・非常勤）並びに配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇（非常勤）が新設されることに伴い、人事院規則10-15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）が改正され、ハラスメン

トの対象に不妊治療を受けることに関する言動により職員の勤務環境が害されることを追加し、ハラスメントの対象となる制度又は措置に不妊治療のための休暇、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を追加する改正が行われていることに留意し、適切に対応していただきたいこと。

連絡先 総務省自治行政局公務員部公務員課
公務員第四係
電 話 03-5253-5544 (直通)

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年十二月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一五―一四―三八

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第二十二條 勤務時間法第十九條の人事院規則で</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第二十二條 勤務時間法第十九條の人事院規則で</p>

定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一〇五 (略)

五の二 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年において五日(当該通院等が体外受精その他の人事院が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日)の範囲内の

期間

六〇十八 (略)

2 前項第五号の二及び第九号から第十二号までの休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、一日又は一時間とする。ただし

定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一〇五 (略)

(新設)

六〇十八 (略)

2 前項第九号から第十二号までの休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、一日又は一時間とする。ただし、特定休暇の

し、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

3・4 (略)

残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

3・4 (略)

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年十二月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一五―一五―一八

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

	改正後	改正前
(年次休暇以外の休暇)		(年次休暇以外の休暇)

第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号及び第十三号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一〇八（略）

九 非常勤職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

合 一の年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）において五日

（当該通院等が体外受精その他の人事院が定める不妊治療に係るものである場合にあつて

第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一〇八（略）

（新設）

は、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間の範囲内の期間

十 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四

週間）以内に出産する予定である女子の非常勤職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

十一 女子の非常勤職員が出産した場合 出産

の日の翌日から八週間を経過する日までの期間（産後六週間を経過した女子の非常勤職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

（新設）

（新設）

十二 非常勤職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 人事院が定める期間内における二日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

（新設）

十三 非常勤職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間法

（新設）

第六条第四項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。次項第三号イ及びハを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する非常勤職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき

当該期間内における五日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

2 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第二号から第五号まで及び第九号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非

2 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第四号から第七号まで及び第十号に掲げる場合にあつては、人事院の定める

常勤職員に限る。) に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(削る)

(削る)

一 生後一年に達しない子を育てる非常勤職員が、その子の保育のために必要と認められる

非常勤職員に限る。) に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

一 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間) 以内に出産する予定である女子の非常勤職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

二 女子の非常勤職員が出産した場合 出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間
(産後六週間を経過した女子の非常勤職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

三 生後一年に達しない子(勤務時間法第六条第四項第一号において子に含まれるものとさ

授乳等を行う場合 一日二回それぞれ三十分以内の期間（男子の非常勤職員にあつては、その子の当該非常勤職員以外の親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養

れる者を含む。第五号イ及びハを除き、以下同じ。）を育てる非常勤職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 一日二回それぞれ三十分以内の期間（男子の非常勤職員にあつては、その子の当該非常勤職員以外の親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第

育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該非常勤職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該非常勤職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ご

二| 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）

を養育する非常勤職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事院の定めるその子の世話を行うことという。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一|の年度において五日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を

との期間を差し引いた期間を超えない期間）

四| 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）

を養育する非常勤職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事院の定めるその子の世話を行うことという。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一|の年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）において五日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時

考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

三| 次に掲げる者（ハに掲げる者にあつては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第五号までにおいて「要介護者」という。）の介護その他の人事院の定める世話を行う非常勤職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）（勤務

間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

五| 次に掲げる者（ハに掲げる者にあつては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第七号までにおいて「要介護者」という。）の介護その他の人事院の定める世話を行う非常勤職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）（勤務

日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

イゝハ （略）

四〇十 （略）

3 前二項の休暇（第一項第十号及び第十一号の休暇を除く。）については、人事院の定めるところにより、各省各庁の長の承認を受けなければならぬ。

日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

イゝハ （略）

六〇十二 （略）

3 前二項の休暇（前項第一号及び第二号の休暇を除く。）については、人事院の定めるところにより、各省各庁の長の承認を受けなければならぬ。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和四年一月一日から施行する。

（人事院規則九―四〇の一部改正）

第二条 人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 勤務時間法第二十一条の規定による介護休暇の承認又は規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第三項の規定による同条第二項第四号の休暇の承認を受けて勤</p>	<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 勤務時間法第二十一条の規定による介護休暇の承認又は規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第三項の規定による同条第二項第六号の休暇の承認を受けて勤</p>

務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

十一 勤務時間法第二十一条の規定による介護時間の承認又は規則一五―一五第四条第三項の規定による同条第二項第五号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

十二・十三 (略)

務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

十一 勤務時間法第二十一条の規定による介護時間の承認又は規則一五―一五第四条第三項の規定による同条第二項第七号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

十二・十三 (略)

(人事院規則一九―〇の一部改正)

第三条 人事院規則一九―〇(職員の育児休業等)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後

(育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める日)

第三条の三 育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 (略)
- 二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条

改正前

(育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める日)

第三条の三 育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 (略)
- 二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条

において「国等育児休業」という。）をして
いる場合において当該非常勤職員が当該子に
ついて育児休業をしようとする場合（当該育
児休業の期間の初日とされた日が当該子の一
歳到達日の翌日後である場合又は当該国等育
児休業の期間の初日前である場合を除く。）

当該子が一歳二か月に達する日（当該日が
当該育児休業の期間の初日とされた日から起
算して育児休業等可能日数（当該子の出生の
日から当該子の一歳到達日までの日数をい
う。）から育児休業等取得日数（当該子の出
生の日以後当該非常勤職員が規則一五―一五
（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第

において「国等育児休業」という。）をして
いる場合において当該非常勤職員が当該子に
ついて育児休業をしようとする場合（当該育
児休業の期間の初日とされた日が当該子の一
歳到達日の翌日後である場合又は当該国等育
児休業の期間の初日前である場合を除く。）

当該子が一歳二か月に達する日（当該日が
当該育児休業の期間の初日とされた日から起
算して育児休業等可能日数（当該子の出生の
日から当該子の一歳到達日までの日数をい
う。）から育児休業等取得日数（当該子の出
生の日以後当該非常勤職員が規則一五―一五
（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第

一項第十号又は第十一号（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるものをいう。以下同じ。）である場合にあつては、規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二条第一項第六号又は第七号）の休暇により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三（略）

二項第一号又は第二号（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるものをいう。以下同じ。）である場合にあつては、規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二条第一項第六号又は第七号）の休暇により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三（略）

(育児時間の承認)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 非常勤職員に対する育児時間の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が規則一五―一五第四条第二項第一号又は第五号の休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ二時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(育児時間の承認)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 非常勤職員に対する育児時間の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が規則一五―一五第四条第二項第三号又は第七号の休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ二時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づき、人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年十二月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一〇―一五―二

人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後

(定義)

第二条 この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。

一 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ〜ハ (略)

二 不妊治療を受けること。

二 職員に対する次に掲げる妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ〜ハ (略)

改正前

(定義)

第二条 この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。

一 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ〜ハ (略)

(新設)

二 職員に対する次に掲げる妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ〜ハ (略)

ト 規則一五―一四（職員の勤務時間、休日

及び休暇）第二十二條第一項第五号の二又

は規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間

及び休暇）第四條第一項第九号の規定によ

る不妊治療に係る通院等のための休暇

チ 規則一五―一四第二十二條第一項第六号

又は規則一五―一五第四條第一項第十号の

規定による六週間（多胎妊娠の場合にあつ

ては、十四週間）以内に出産する予定であ

る場合の休暇

リ 規則一五―一四第二十二條第一項第七号

又は規則一五―一五第四條第一項第十一号

（新設）

ト 規則一五―一四（職員の勤務時間、休日

及び休暇）第二十二條第一項第六号又は規

則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び

休暇）第四條第二項第一号の規定による六

週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週

間）以内に出産する予定である場合の休暇

チ 規則一五―一四第二十二條第一項第七号

又は規則一五―一五第四條第二項第二号の

の規定による出産した場合の休暇

又| 規則一五―一四第二十二條第一項第八号

又は規則一五―一五第四條第二項第一号の
規定による保育のために必要と認められる
授乳等を行う場合の休暇

ル| 規則一五―一四第二十二條第一項第九号

又は規則一五―一五第四條第一項第十二号
の規定による妻の出産に伴う休暇

ヲ| 規則一五―一五第四條第二項第七号の規

定による保健指導又は健康診査に基づく指
導事項を守るための休暇

ワ| イからヲまでに掲げるもののほか、人事

院の定める妊娠又は出産に関する制度又は

規定による出産した場合の休暇

リ| 規則一五―一四第二十二條第一項第八号

又は規則一五―一五第四條第二項第三号の
規定による保育のために必要と認められる
授乳等を行う場合の休暇

又| 規則一五―一四第二十二條第一項第九号

の規定による妻の出産に伴う休暇

ル| 規則一五―一五第四條第二項第九号の規

定による保健指導又は健康診査に基づく指
導事項を守るための休暇

ヲ| イからルまでに掲げるもののほか、人事

院の定める妊娠又は出産に関する制度又は

措置

三 職員に対する次に掲げる育児に関する制度
又は措置の利用に関する言動により当該職員
の勤務環境が害されること。

イクト (略)

チ 規則一五―一四第二十二條第一項第十号

又は規則一五―一五第四條第一項第十三号
の規定による子の養育のための休暇

リ 規則一五―一四第二十二條第一項第十一
号又は規則一五―一五第四條第二項第二号
の規定による子の看護のための休暇

ヌ (略)

四 職員に対する次に掲げる介護に関する制度

措置

三 職員に対する次に掲げる育児に関する制度
又は措置の利用に関する言動により当該職員
の勤務環境が害されること。

イクト (略)

チ 規則一五―一四第二十二條第一項第十号

の規定による子の養育のための休暇

リ 規則一五―一四第二十二條第一項第十一
号又は規則一五―一五第四條第二項第四号
の規定による子の看護のための休暇

ヌ (略)

四 職員に対する次に掲げる介護に関する制度

又は措置の利用に関する言動により当該職員
の勤務環境が害されること。

イ (略)

ロ 勤務時間法第二十条第一項に規定する介
護休暇又は規則一五―一五第四条第二項第
四号の規定による要介護者の介護をするた
めの休暇

ハ 勤務時間法第二十条の二第一項に規定す
る介護時間又は規則一五―一五第四条第二
項第五号の規定による要介護者の介護をす
るための休暇

ニくへ (略)

ト 規則一五―一四第二十二條第一項第十二

又は措置の利用に関する言動により当該職員
の勤務環境が害されること。

イ (略)

ロ 勤務時間法第二十条第一項に規定する介
護休暇又は規則一五―一五第四条第二項第
六号の規定による要介護者の介護をするた
めの休暇

ハ 勤務時間法第二十条の二第一項に規定す
る介護時間又は規則一五―一五第四条第二
項第七号の規定による要介護者の介護をす
るための休暇

ニくへ (略)

ト 規則一五―一四第二十二條第一項第十二

号又は規則一五―一五第四条第二項第三号の規定による要介護者の世話を行うための
休暇

チ
(略)

号又は規則一五―一五第四条第二項第五号の規定による要介護者の世話を行うための
休暇

チ
(略)

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

令和3年12月1日

各府省事務次官 殿

各外局長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について（通知）

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職—328）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年1月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第14 特別休暇関係 1 規則第22条第1項の特別休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(6) (略)	第14 特別休暇関係 1 規則第22条第1項の特別休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(6) (略)

(7) 第5号の2の「不妊治療」

とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいい、同号の「通院等」とは、医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。

)等をいい、同号の「一の年」とは、1暦年をいい、同号の「人事院が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とする。

(8)～(17) (略)

2 (略)

3 規則第22条第1項第5号の2、第11号若しくは第12号に規定する一の年の初日から末日までの期間、同項第9号に規定する人事院が定める期間又は同項第10号に規定する出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経

(新設)

(7)～(16) (略)

2 (略)

3 規則第22条第1項第9号に規定する人事院が定める期間、同項第10号に規定する出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間又は同項第11号若しくは第12号に規定する一の年の初日から末日まで

過する日までの期間（以下この項において「対象期間」という。）内において、規則第18条の3各号に掲げる場合又は勤務時間の変更等に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。以下この項において「該当日」という。）における特定休暇の日数及び時間数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に二以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日においてこの項の規定を適用した場合に得られる日数及び時間数を当該該当日における特定休暇の日数及び時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について同項の規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。

(1)・(2) (略)

第17 休暇の承認関係

1～3 (略)

の期間（以下この項において「対象期間」という。）内において、規則第18条の3各号に掲げる場合又は勤務時間の変更等に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。以下この項において「該当日」という。）における特定休暇の日数及び時間数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に二以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日においてこの項の規定を適用した場合に得られる日数及び時間数を当該該当日における特定休暇の日数及び時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について同項の規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。

(1)・(2) (略)

第17 休暇の承認関係

1～3 (略)

<u>4</u> <u>規則第22条第1項第5号の</u> <u>2の休暇の承認に係る証明書類</u> <u>には、例えば、診察券、領収書</u> <u>、治療の内容が分かる書類等が</u> <u>含まれる。</u>	(新設)
<u>5・6</u> (略)	<u>4・5</u> (略)

以 上

令和3年12月1日

各府省事務次官 殿

各外局長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用
について」の一部改正について（通知）

「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成6年7月27日職職—329）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年1月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
第4条関係 1 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め	第4条関係 1 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め

るところによる。

- (1) この条の第1項及び第2項の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる休暇の区分に応じ、それぞれ次に定める職員とする。この場合において、アからウまでの「継続勤務」については、第3条関係第2項の規定の例によるものとする。

るところによる。

- (1) 第1項及び第2項の「人事院の定める非常勤職員」は、第1項第8号及び第2項第11号の休暇にあつては6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）とし、同項第4号及び第5号の休暇にあつては1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、6月以上継続勤務しているものとし、同項第6号の休暇にあつては同号に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121

日以上であるものであって、
任命権者（国家公務員法第5
5条第1項に規定する任命権
者及び法律で別に定められた
任命権者並びにその委任を受
けた者をいう。）を同じくす
る官職（以下この(1)において
「特定官職」という。）に引
き続き在職した期間が1年以
上であり、かつ、当該申出に
おいて、(12)の規定により指定
期間の指定を希望する期間の
初日から起算して93日を経
過する日から6月を経過する
日までに、その任期（任期が
更新される場合にあつては、
更新後のもの）が満了するこ
と及び特定官職に引き続き採
用されないことが明らかでな
いものとし、第2項第7号の
休暇にあつては初めて同号の
休暇の承認を請求する時点に
おいて、1週間の勤務日が3
日以上とされている職員又は
週以外の期間によって勤務日
が定められている職員で1年

間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、特定官職に引き続き在職した期間が1年以上であるものとする。この場合において、「継続勤務」については第3条関係第2項の規定の例によるものとする。

(新設)

ア この条の第1項第8号及び第2項第9号の休暇 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）

イ この条の第1項第9号、第12号及び第13号の休暇 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で

(新設)

1年間の勤務日が121日
以上であるものであって、
6月以上の任期が定められ
ているもの又は6月以上継
続勤務しているもの

ウ この条の第2項第2号及 (新設)

び第3号の休暇 1週間の
勤務日が3日以上とされて
いる職員又は週以外の期間
によって勤務日が定められ
ている職員で1年間の勤務
日が121日以上であるも
のであって、6月以上継続
勤務しているもの

エ この条の第2項第4号の (新設)

休暇 同号に規定する申出
の時点において、1週間の
勤務日が3日以上とされて
いる職員又は週以外の期間
によって勤務日が定められ
ている職員で1年間の勤務
日が121日以上であるも
のであって、任命権者（国
家公務員法第55条第1項
に規定する任命権者及び法
律で別に定められた任命権

者並びにその委任を受けた
者をいう。)を同じくする
官職(以下この(1)において
「特定官職」という。)に
引き続き在職した期間が1
年以上であり、かつ、当該
申出において、(15)の規定に
より指定期間の指定を希望
する期間の初日から起算し
て93日を経過する日から
6月を経過する日までに、
その任期(任期が更新され
る場合にあっては、更新後
のもの)が満了すること及
び特定官職に引き続き採用
されないことが明らかでな
いもの

オ この条の第2項第5号の
休暇 初めて同号の休暇の
承認を請求する時点におい
て、1週間の勤務日が3日
以上とされている職員又は
週以外の期間によって勤務
日が定められている職員で
1年間の勤務日が121日
以上であるものであり、か

(新設)

つ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、特定官職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

(2) (1)エ及びオの「引き続き在職」するものであるかどうか又は(1)エの「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、それぞれその雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとし、(1)エの「引き続き採用されないことが明らかでない」かどうかの判断は、この条の第2項第4号に規定する申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(3) この条の第1項第1号の「選挙権その他公民としての権利」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び

(2) (1)の「引き続き在職」するものであるかどうか又は「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、それぞれその雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとし、「引き続き採用されないことが明らかでない」かどうかの判断は、第2項第6号に規定する申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(3) 第1項第1号の「選挙権その他公民としての権利」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方

普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等をいう。

(4) この条の第1項第3号の「これらに準ずる場合」とは、例えば、地震、水害、火災その他の災害により単身赴任手当に相当する給与の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当に相当する給与の支給を受けている非常勤職員がその復旧作業等を行うときをいい、同号の休暇の期間は、原則として連続する7暦日として取り扱うものとする。

(5) この条の第1項第6号の「人事院の定める親族」は、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）別表第2の親族欄に掲げる親族とし、同号の「人事院の定める期間」は、同規則第22条第1項第13号に規定する休暇の例によるものとする。

公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等をいう。

(4) 第1項第3号の「これらに準ずる場合」とは、例えば、地震、水害、火災その他の災害により単身赴任手当に相当する給与の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当に相当する給与の支給を受けている非常勤職員がその復旧作業等を行うときをいい、同号の休暇の期間は、原則として連続する7暦日として取り扱うものとする。

(5) 第1項第6号の「人事院の定める親族」は、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）別表第2の親族欄に掲げる親族とし、「人事院の定める期間」は、同規則第22条第1項第13号に規定する休暇の例によるものとする。

(6) この条の第1項第7号の「
人事院が定める期間」は、結
婚の日の5日前の日から当該
結婚の日後1月を経過する日
までとし、同号の「連続する
5日」とは、連続する5暦日
をいう。

(7) この条の第1項第8号の「
人事院の定める日」は、勤務
時間が割り振られていない日
とし、同号の「原則として連
続する3日」の取扱いについ
ては、暦日によるものとし、
特に必要があると認められる
場合には1暦日ごとに分割す
ることができるものとする。

(8) この条の第1項第9号の「
不妊治療」とは、不妊の原因
等を調べるための検査、不妊
の原因となる疾病の治療、タ
イミング法、人工授精、体外
受精、顕微授精等をいい、同
号の「通院等」とは、医療機
関への通院、医療機関が実施
する説明会への出席（これら
において必要と認められる移

(6) 第1項第7号の「人事院が
定める期間」は、結婚の日の
5日前の日から当該結婚の日
後1月を経過する日までとし
、同号の「連続する5日」と
は、連続する5暦日をいう。

(7) 第1項第8号の「人事院の
定める日」は、勤務時間が割
り振られていない日とし、同
号の「原則として連続する3
日」の取扱いについては、暦
日によるものとし、特に必要
があると認められる場合には
1暦日ごとに分割することが
できるものとする。

(新設)

動を含む。)等をいい、同号の「人事院が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（同号に規定する人事院が定める不妊治療を受ける場合にあつては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であつて1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

(9) この条の第1項第10号の

(新設)

「6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）」は、
分べん予定日から起算するものとする。

(10) この条の第1項第11号から第13号までの「出産」とは、妊娠満12週以後の分べんをいう。 (新設)

(11) この条の第1項第12号の「妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、非常勤職員の妻の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。(12)及び(13)において同じ。）の出生の届出等のために勤務しない場合をいい、 (新設)

この条の第1項第12号の「
人事院が定める期間」は、非
常勤職員の妻の出産に係る入
院等の日から当該出産の日後
2週間を経過する日までとし
、同号の「人事院の定める時
間」は、勤務日1日当たりの
勤務時間に2を乗じて得た数
の時間とし、同号の休暇の単
位は、1日又は1時間（勤務
日ごとの勤務時間の時間数が
同一でない非常勤職員にあっ
ては、1時間。ただし、当該
非常勤職員の1回の勤務に割
り振られた勤務時間であって
1時間未満の端数があるもの
の全てを勤務しない場合には
、当該勤務時間の時間数）と
する。ただし、同号の休暇の
残日数の全てを使用しようと
する場合において、当該残日
数に1時間未満の端数がある
ときは、当該残日数の全てを
使用することができる。

(12) この条の第1項第13号の
「当該出産に係る子（勤務時

(新設)

間法第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。次項第3号イ及びハを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する」とは、非常勤職員の妻の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）と同居してこれらを監護することをいい、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用し

ようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

(削る)

(削る)

(13) この条の第2項第2号の「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この(13)において同じ。）と同居してこれを監護することをいい、同号の「人事院の定めるその子の世話」は、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日

(8) 第2項第1号の「6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）」は、分べん予定日から起算するものとする。

(9) 第2項第2号の「出産」とは、妊娠満12週以後の分べんをいう。

(10) 第2項第4号の「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職一328）」第14の第1項(11)の規定の例によるものとし、同号の「人事院の定めるその子の世話」は、その子（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第6条第4項第

1日当たりの勤務時間に5（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

1号において子に含まれるものとされる者を含む。以下この(10)において同じ。）に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができ

(14) この条の第2項第3号の「同居」には、非常勤職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含むものとし、同号の「人事院の定める世話」は、次に掲げる世話とし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあつては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の「人事院の定めるもの」は、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であつて1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただ

る。

(11) 第2項第5号の「同居」には、非常勤職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含むものとし、同号の「人事院の定める世話」は、次に掲げる世話とし、「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあつては、10）を乗じて得た数の時間とし、「人事院の定めるもの」は、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であつて1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残

し、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

ア・イ (略)

(15) この条の第2項第4号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15—14第23条第2項から第6項までの規定の例によるものとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該休暇と要介護者を異にするこの条の第2項第5号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

(16) この条の第2項第5号の休

日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

ア・イ (略)

(12) 第2項第6号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15—14第23条第2項から第6項までの規定の例によるものとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該休暇と要介護者を異にする第2項第7号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

(13) 第2項第7号の休暇の単位

暇の単位は、30分とし、当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（同号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあつては、当該減じた時間）の範囲内（育児休業法第26条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）とする。

(17) この条の第2項第8号及び第9号の「疾病」には、予防接種による著しい発熱等が、これらの号の「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。

(18) この条の第2項第9号の「人事院の定める期間」は、第3条関係第1項(1)に掲げる職

は、30分とし、当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（同号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあつては、当該減じた時間）の範囲内（育児休業法第26条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）とする。

(14) 第2項第10号及び第11号の「疾病」には、予防接種による著しい発熱等が、「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。

(15) 第2項第11号の「人事院の定める期間」は、第3条関係第1項(1)に掲げる職員にあ

員にあつては10日の範囲内の期間とし、同項(3)に掲げる職員のうち、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあつては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

(表略)

2 (略)

3 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である非常勤職員の1時間を単位として与えられたこの条の第1項第9号、第12号若しくは第13号若しくは第2項第2号若しくは第3号の休暇又は1日以外の単位で与えられた同項第9号の休暇を日に換算する場合には、これらの休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日と

つては10日の範囲内の期間とし、同項(3)に掲げる職員のうち、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあつては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

(表略)

2 (略)

3 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である非常勤職員の1時間を単位として与えられたこの条の第2項第4号若しくは第5号の休暇又は1日以外の単位で与えられた同項第11号の休暇を日に換算する場合には、これらの休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。

する。

4 年次休暇以外の休暇（この条の第1項第10号及び第11号の休暇を除く。）の承認については、常勤職員の例に準じて取り扱うものとする。

4 年次休暇以外の休暇（この条の第2項第1号及び第2号の休暇を除く。）の承認については、常勤職員の例に準じて取り扱うものとする。

以 上

令和3年12月1日

各府省事務次官 殿

各外局長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の運用について（平成28年12月1日職職—273）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年1月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第2条関係 1～3 （略） 4 この条の <u>第2号ワ</u> の「人事院の定める妊娠又は出産に関する制度又は措置」は、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職	第2条関係 1～3 （略） 4 この条の <u>第2号ヲ</u> の「人事院の定める妊娠又は出産に関する制度又は措置」は、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職

職一328)」(以下「勤務時間等関係運用通知」という。)

第6の第5項(5)の規定により休憩時間を短縮すること(「人事院規則15—15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用について(平成6年7月27日職職一329)」(以下「規則15—15運用通知」という。))
第2条関係第2項の規定により準じて取り扱う場合を含む。)とする。

5～7 (略)

職一328)」(以下「勤務時間等関係運用通知」という。)

第6の第5項(5)の規定により休憩時間を短縮すること(「人事院規則15—15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用について(平成6年7月27日職職一329)」(以下「規則15—15運用通知」という。))
第2条関係第2項の規定により準じて取り扱う場合を含む。)とする。

5～7 (略)

以 上